ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）とその実施状況

２０２６年１０月１日
外務省領事局ハーグ条約室

１．概要

- １９８０年に採択。日本については２０１４年４月１日に発効。（注）
- ① 国境を越えて**不法に連れ去られ、又は留置された子の元の居住国への迅速な返還**、
 ② **国境を越えた子との交流**
 を実現するための手続及び締約国間の協力について定めた条約。
- **基本的な考え方：**
 - 子の監護に関する事項において**子の利益が最も重要**。一方の親による子の不法な連れ去りは、他方の親との接触が絶たれ、異なる言語や文化環境での生活を余儀なくされるなど、子の利益に反する。
 - 子の監護に関する争いは、子の慣れ親しんだ元の居住国（常居所地国）で解決されることが望ましい。

 ⇒ **原則：子の元の居住国（常居所地国）への返還**

 例外：**不返還**（子に対する重大な危険がある場合や連れ去りから１年が経過し子が新たな環境に適応している場合等）
- **対象となる子は１６歳未満。**両親や子の**国籍は問わない**（日本人同士の場合も対象となる）。
- 各締約国が指定した中央当局は、相互に協力し、全ての適当な措置をとる。**日本の中央当局は外務大臣。**

（注）２０１３年5月２２日国会承認、２０１４年１月２４日署名、受諾書をオランダ外務省に寄託。２０１４年１月２９日公布。

２．締約国(103カ国)

赤字：　日本との間で事案がある又はあった国・地域（４８か国・１地域）（外務大臣が援助決定を行った事案のみ）
黒字：　日本との間で事案がない国・地域（（未）の４か国は日本との間で未発効）

アジア
韓国
シンガポール
スリランカ
タイ
中国（香港、マカオのみ）
日本
パキスタン
フィリピン

大洋州
オーストラリア
ニュージーランド
フィジー

北米
カナダ
米国

中南米
アルゼンチン
ウルグアイ
エクアドル
エルサルバドル
ガイアナ（未）
キューバ
グアテマラ
コスタリカ
コロンビア
ジャマイカ
ｾﾝﾄｸﾘｽﾄﾌｧｰ･ﾈｰﾋﾞｽ
チリ
ドミニカ共和国
ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ･ﾄﾞﾊﾞｺﾞ
ニカラグア
パナマ
バハマ
パラグアイ
バルバドス（未）
ブラジル
ベネズエラ
ベリーズ
ペルー
ボリビア
ホンジュラス
メキシコ

欧州
アイスランド
アイルランド
アルバニア
アルメニア
アンドラ
イタリア
ウクライナ
ウズベキスタン
英国
エストニア
オーストリア
オランダ
カザフスタン
北マケドニア
キプロス
ギリシャ
クロアチア
サンマリノ
ジョージア
スイス
スウェーデン
スペイン
スロバキア
スロベニア
セルビア
チェコ
デンマーク
ドイツ
トルクメニスタン
ノルウェー
ハンガリー
フィンランド
フランス
ブルガリア
ベラルーシ
ベルギー
ポーランド
ﾎﾞｽﾆｱ･ﾍﾙﾂｪｺﾞﾋﾞﾅ
ポルトガル
マルタ
モナコ
モルドバ
モンテネグロ
ラトビア
リトアニア
ルーマニア
ルクセンブルク
ロシア

中東
イスラエル
イラク
トルコ

アフリカ
ｶｰﾎﾞﾍﾞﾙﾃﾞ（未）
ガボン
ギニア
ザンビア
ジンバブエ
セーシェル
チュニジア
ブルキナファソ
ボツワナ（未）
南アフリカ
モーリシャス
モロッコ
レソト

3．日本にとっての条約の意義

外国に連れ去られた子の返還

・日本から外国に連れ去られた子の返還や、外国にいる子との交流を求める場合、**条約が定める国際的なルールに基づき、外国及び日本の中央当局から支援が得られる**。

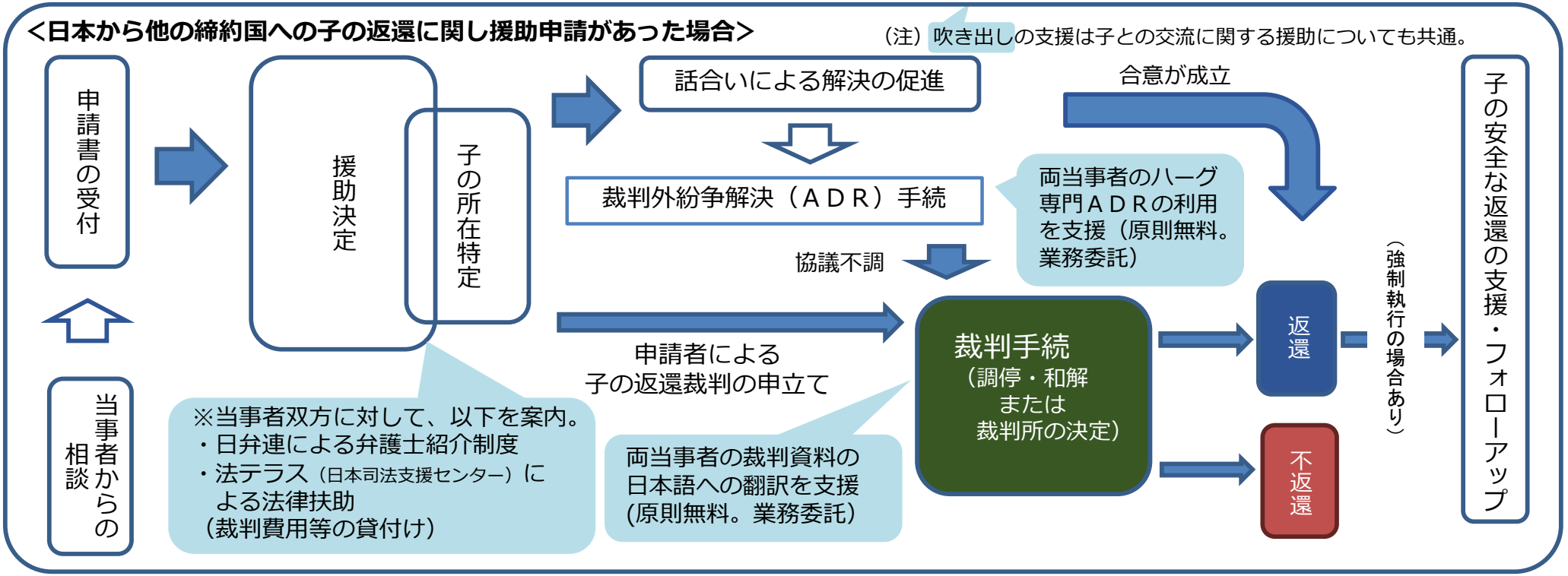
・各国の実情に応じて、例えば子の所在特定や弁護士紹介、裁判手続に関する各種支援を得ることが可能。

在留邦人の帰国

・外国で生活する親が子と共に日本への一時帰国を希望する場合、日本が条約の締約国であることで、もう一方の親の同意や外国の裁判所の許可等が得やすくなり、**里帰りや出国時のトラブルを減らす効果**が期待できる。

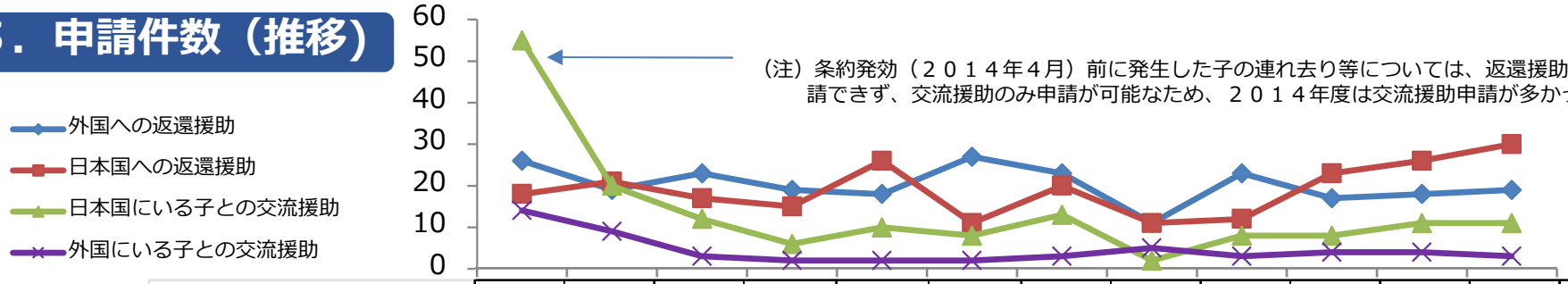
・もう一方の親の同意なく帰国して条約が適用される場合、協議や裁判といった**問題解決のための手続が明確になる**。また、日本の中央当局による各種支援の利用が可能になる。

4．外務省(日本の中央当局）による支援



- 外務省ハーグ条約室は、法曹関係者、ＤＶ対応専門家、児童心理専門家、入国審査官を含むチームで、当事者双方に対し、問題を解決するための支援を提供。
- 在外公館は、日本語対応可能なＤＶ被害者支援団体や弁護士等の紹介を含め、在留邦人の相談に対応（可能な支援は国・地域によって異なる）。

5．申請件数（推移）



	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度(10/1現在)	計
外国への返還援助	26	19	23	19	18	27	23	11	23	17	18	19	12	255
日本国への返還援助	18	21	17	15	26	11	20	11	12	23	26	30	13	243
日本国にいる子との交流援助	55	20	12	6	10	8	13	2	8	8	11	11	11	175
外国にいる子との交流援助	14	9	3	2	2	2	3	5	3	4	4	3	3	57
合計	**113**	**69**	**55**	**42**	**56**	**48**	**59**	**29**	**46**	**52**	**59**	**63**	**39**	**730**

6．援助決定件数（国別）

	子の返還援助決定	子との交流援助決定
日本に所在する子に関する申請	**２２３件** ８０件（米）、１７件（豪）、１３件（加）、１１件（英）、 ９件（独、仏）、７件（ﾌﾞﾗｼﾞﾙ）、６件（ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ）、 ５件（韓、ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ、ｽﾍﾟｲﾝ）、４件（伊、ｽｲｽ、香港、ﾒｷｼｺ、露）、 ３件（ｽﾘﾗﾝｶ、ﾀｲ、ﾄﾙｺ、ﾊﾝｶﾞﾘｰ、ﾍﾞﾙｷﾞｰ）、 ２件（ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ、ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ、ｽｳｪｰﾃﾞﾝ、ﾌｨﾘﾋﾟﾝ、ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ）、 １件（ｳｸﾗｲﾅ、ｴｸｱﾄﾞﾙ、ｴｽﾄﾆｱ、ｵｰｽﾄﾘｱ、ｷﾞﾘｼｬ、ｺｽﾀﾘｶ、 ｺﾛﾝﾋﾞｱ、ｼﾞｬﾏｲｶ、ﾊﾟﾗｸﾞｱｲ、ﾌｨｼﾞｰ、ﾍﾟﾙｰ） （申請件数255のうち：援助決定223、審査中2、却下等30）	**１５１件** ６６件（米）、１３件（英）、１２件（豪）、８件（加）、 ７件（ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ、ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ）、６件（仏）、５件（伊、独）、 ４件（ﾌﾞﾗｼﾞﾙ）、３件（ｽｲｽ、ﾒｷｼｺ）、２件（ｽｳｪｰﾃﾞﾝ）、 １件（ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ、ｴｽﾄﾆｱ、ｷﾞﾘｼｬ、ｺｽﾀﾘｶ、ｺﾛﾝﾋﾞｱ、ﾀｲ、ﾁｪｺ、 ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ、ﾍﾞﾙｷﾞｰ、露） （申請件数175のうち：援助決定151、却下等24）
外国に所在する子に関する申請	**２０９件** ４３件（米）、２１件（ﾌｨﾘﾋﾟﾝ）、１９件（ﾀｲ）、１８件（韓）、 １６件（ﾌﾞﾗｼﾞﾙ）、９件（露）、８件（仏、ﾍﾟﾙｰ）、 ７件（英、豪）、６件（独）、５件（伊、加、ｽﾘﾗﾝｶ、ﾎﾟｰﾗﾝﾄﾞ）、 ４件（ｽｳｪｰﾃﾞﾝ、香港）、２件（ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ、ｽｲｽ）、 １件（ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ、ｴｸｱﾄﾞﾙ、ｸﾞｱﾃﾏﾗ、ｽﾍﾟｲﾝ、ｽﾛﾊﾞｷｱ、ﾁｪｺ、ﾃﾞﾝﾏｰｸ、ﾄﾙｺ、 ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ、ﾊﾝｶﾞﾘｰ、ﾌﾞﾙｶﾞﾘｱ、ﾍﾞﾗﾙｰｼ、南ｱﾌﾘｶ、ﾒｷｼｺ、ﾙｰﾏﾆｱ） （申請件数243のうち：援助決定209、審査中2、却下等32）	**５２件** １２件（米）、５件（独）、４件（露）、３件（加、韓、ﾀｲ）、 ２件（ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ、ｳｸﾗｲﾅ、英、ｵﾗﾝﾀﾞ、豪、ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ）、 １件（ｳﾙｸﾞｱｲ、ｼﾞｬﾏｲｶ、ｼﾞﾝﾊﾞﾌﾞｴ、ｽｲｽ、ｽﾍﾟｲﾝ、ﾃﾞﾝﾏｰｸ、ﾌｨｼﾞｰ、 仏、ﾎﾟｰﾗﾝﾄﾞ、香港） （申請件数57のうち：援助決定52、却下等５）
合計	**４３２件**	**２０３件**
	６３５件	

7．返還援助の実績

外国返還援助決定事案（子が外国から日本に連れ去られた事案）		２２３件	
継続事案		１０件	
子の返還又は不返還が確定した事案		１６５件	
（内訳）		返還 ９８件	不返還 ６７件
１　話合い等による解決		２９件	１７件
２　裁判手続	１）裁判内調停	３４件	２７件
	２）和解	４件	２件
	３）決定	３１件	２１件
その他（援助決定後取下げ等）		４８件	

日本国返還援助決定事案（子が日本から外国に連れ去られた事案）	２０９件	
継続事案	２５件	
子の返還又は不返還が確定した事案	１５１件	
（内訳）	返還 ９８件	不返還 ５３件
１　話合い等による解決	５０件	１６件
２　裁判手続	４８件	３７件
その他（外国中央当局で却下された事案等）	３３件	

8．子との交流援助の実績

- 国境を越えた子との交流を促進するため、外務省は、両当事者が希望する場合、**当事者間の連絡の仲介**、ハーグ専門**ＡＤＲの紹介と費用負担**といった支援を提供。また、両当事者が合意した方法での交流を実現するため、**親子交流支援団体の利用費用を負担**。

- こうした支援により、子との交流に関する**当事者間の合意の促進**、**途絶えていた対面交流やオンラインによる子との交流（ウェブ見まもり交流）の実現**に貢献。